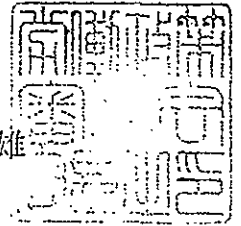




労審発第 6 2 5 号
平成 2 3 年 7 月 8 日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄



平成 2 3 年 6 月 3 0 日付け厚生労働省発職 0630 第 003 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙 1 「記」 及び別紙 2 「記」 のとおり。

平成 23 年 7 月 8 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

労働政策審議会職業安定分科会

分科会長 大橋 勇雄

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則案要綱」について

平成 23 年 6 月 30 日付け厚生労働省発職 0630 第 003 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

平成23年6月30日

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄 殿

労働政策審議会職業安定分科会
雇用保険部会
部会長 清家 篤

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則案
要綱」について

平成23年6月30日付け厚生労働省発職0630第003号をもって労働政策審
議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。

平成 23 年 7 月 1 日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

労働政策審議会職業能力開発分科会
分科会長 今野 浩一郎

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則案要綱」について

平成 23 年 6 月 30 日付け厚生労働省発職 0630 第 003 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。